平成２８年（フ）第６７号
群馬県桐生市新里町関448番地４
債務者　菅原　千穂（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第７６５号
千葉市中央区葛城２丁目16番11号　シャトーみどりⅡ106号
債務者　日改　智子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４３号
千葉県習志野市谷津５丁目25番15号
債務者　宇都宮加奈
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８８７号
千葉市中央区星久喜町1214番地７　もくれんハイツ202号
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８９９号
千葉市花見川区畑町662番地47
債務者　小室　則子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１１号
千葉市花見川区花見川４番10棟501号
債務者　小室　雅人
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
千葉県館山市北条739番地の10
債務者　伊藤　広行
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第２４４号
新潟市北区木崎2254番地５
債務者　小暮　裕之
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４５号
新潟市北区木崎2254番地５
債務者　小暮由美子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３５号
山梨県甲斐市富竹新田229番地
債務者　加川　紀元
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
山梨県甲斐市富竹新田408番地３　ヴィラサトヤマ　308、前住所山梨県笛吹市石和町八田246番地２　ラピス石和Ｂ館306
債務者　小田切健司
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
山梨県笛吹市石和町上平井550番地５
債務者　宮下　英介
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
静岡県富士市入山瀬２丁目３番14号エコヴィレッジ入山瀬Ｆ棟
債務者　松原　祥子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３２号
静岡県下田市大賀茂1226番地の119
債務者　飯田　元規
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１３３６号
名古屋市緑区西神の倉１丁目105番地　レージュエクセル101号
債務者　石黒　裕子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３号
三重県津市高茶屋小森町389番地３　日伯産業マンション305号室
債務者　山口　莉代
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
津地方裁判所破産係